

入 札 公 告

下記の工事について制限付き一般競争入札に付す。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う案件であり、入札に関する手続きについては、兵庫県電子入札共同運営システム利用規約、兵庫県電子入札共同運営システム宝塚市運用基準に従って行う。

令和 8 年(2026 年)10 月 6 日

宝塚市長 森 臨太郎

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 K2-36
- (2) 工 事 名 市立西山小学校屋内運動場新築外工事
- (3) 工事場所 宝塚市 野上 6 丁目 地内
- (4) 工 期 契約日から令和 10 年(2028 年) 9 月 29 日まで
- (5) 工事概要
 - ・屋内運動場新築工事
屋内運動場、渡り廊下 1・2、屋外
構造規模：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建
鉄骨造 1 階建（渡り廊下）
延べ面積 1,857 m²
主要室：アリーナ、玄関ホール、放送室、
体育倉庫、男女更衣室、男女トイレ、
多目的トイレ、防災用倉庫、機械置場、倉庫
屋外：舗装、擁壁、囲障、排水、遊具
 - ・旧西山幼稚園園舎撤去工事
北園舎：鉄骨造 1 階建、面積 227 m²
南園舎：鉄筋コンクリート造 2 階建、面積 707 m²
渡り廊下：鉄骨造 1 階建
屋外：舗装、擁壁、囲障、排水、植栽、遊具
上記工事に伴う建築・電気設備・機械設備工事一式 以上
- (6) 予定価格 有（事後公表）
- (7) 最低制限価格 有（変動型最低制限価格）
※ 変動型最低制限価格については、
別添 1「変動型最低制限価格の算定方法について」参照

2 入札参加に必要な資格

入札に参加できる者は、宝塚市における令和 8・9 年度（2026・2027 年度）建設工事の入札参加資格を有した者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者であることとする。

- (1) 宝塚市の入札参加資格における取引希望工種について、**第 1 希望工種から第 5 希望工種までのいずれかが建築一式工事であること。**
- (2) 建設業法第 15 条の規定による**建築一式工事業に係る特定建設業の許可**を有すること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査結果通知書の有効期限が開札日の翌日から起算して 7 日後（土・日・祝日は除く）までであることが、入札参加申込期限日（確認基準日）まで又は開札日の直前の開庁日までに確認できること。
- (4) 経営事項審査結果（最新分）による**建築一式工事の総合評定値が 1,010 点以上**であること。**（宝塚市内に本社（本店）を有する者にあつては、880 点以上（宝塚市の入札参加資格に係る主観数値の加算認定を受けている者については、経営事項審査結果の総合評定値に認定された主観数値を加算した合計点数が 880 点以上であること。）であること。**

- (5) 過去 10 年間（平成 28 年(2016 年)4 月以降契約分）において、公共団体等（国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関＜公団、公社、事業団等＞）から元請けとして受注した建築一式工事（ただし、単価契約に係るものを除く。）について、次に掲げる各号に該当する工事の施工実績があること。

ア 宝塚市内に本社（本店）を有する者にあつては、請負金額 3 億 5,000 万円以上の工事の実績を有することを要件とする。なお、共同企業体による契約実績にあつては、請負金額に出資比率を乗じた額が 3 億 5,000 万円以上であることをもって認める。

イ 所在地が上記アに該当しない者にあつては、請負金額 7 億 1,000 万円以上の工事の実績を有することを要件とする。なお、共同企業体による契約実績にあつては、請負金額に出資比率を乗じた額が 7 億 1,000 万円以上であることをもって認める。

- (6) 次に掲げる事項に該当する者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に基づく資格制限に該当する者

イ 宝塚市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日（確認基準日）から落札者決定までの間に受けている者

ウ 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の処分を入札参加申込期限日（確認基準日）から落札者決定までの間に受けている者

エ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 6 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に該当する者

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれ申立て後に更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合はこの限りでない。

- (8) 配置予定技術者については、建設業法第 26 条第 2 項の規定による**監理技術者を本工事に専任で配置**できること。

ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定による監理技術者補佐を本工事に専任で配置する場合は、本工事に配置される監理技術者は本工事を含めて 2 件まで工事を兼任することができる。（兼任する工事それぞれに専任の監理技術者補佐を配置する場合に限る。）（この規定に該当することをもって技術者をほかの工事と兼任させる場合は、落札後直ちに本市 HP に掲載している「専任特例 2 号に関する届出書」を契約課に提出すること。当該届出書の提出がない場合若しくは不備がある場合、又は法令等に定める要件のいずれかに該当していない場合は技術者の兼任を認めない。）

（配置予定の技術者（監理技術者補佐を含む）にあつては入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在し、かつ入札参加申請日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあること。）が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。）なお、技術者の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 配置予定技術者は、**建設業法第 7 条第 2 項に定める営業所技術者又は同法第 15 条第 2 項に定める特定営業所技術者**でないこと。

イ 配置予定技術者については、令和 8・9 年度（2026・2027 年度）の入札参加資格申請時に提出した技術者名簿に掲載されていることを要件とするので、名簿に変更のある場合は、本件への入札参加申請までに必ず変更届及び変更後の技術者名簿を提出すること。

ウ 入札参加申請後、やむを得ない理由により技術者を変更する場合は、契約締結前までに、その理由を明記した配置予定技術者変更届（任意様式）を提出すること。

エ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事

- 現場に配置すること。なお、病欠、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。
- (9) 現場代理人については、工事現場に常駐することを要件とする。
- なお、現場代理人は落札者と直接的な雇用関係にあることが必要であるので留意すること。
- (10) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づく電子認証カード（以下「ICカード」という。）を取得し、本市の電子入札システムに接続可能なものであって、当該 ICカードを使用し入札参加資格確認申請受付締切日までに電子入札システムの利用者登録手続きを完了していること。

3 入札参加の申請、審査及び通知等

- (1) 制限付き一般競争入札（電子入札システムによる）に参加を希望する者は、次に掲げる書類を電子入札システムにより送信し、参加申請すること。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

このファイルに申請者名等必要事項を入力し、ファイル名を申請者の事業者名に変更の上送信すること。

イ 電子契約希望届出書

※イは電子契約を希望する場合のみ提出すること

(ア、イともに兵庫県電子入札システム共同運営システムポータルサイト内の本案件のページからダウンロードすること。)

- (2) 入札参加申請の方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 申請方法 電子入札システムによる送信

イ 期間 令和 8 年(2026 年) 10 月 6 日（火）から

令和 8 年(2026 年) 10 月 19 日（月）正午まで

（電子入札システムの運用時間は、通常午前 9時から午後 8時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は終日利用することができない。また、システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。）

- (3) 入札参加資格の審査の結果通知及び設計図書等の閲覧

入札参加資格の審査の結果は、電子入札システムから競争参加資格確認通知書を送信して通知する。

なお、審査の結果、入札参加資格がないと認められた者には、理由を記載し通知書を送信する。

送信日：令和 8 年(2026 年)10 月 20 日（火）午後 3 時 以降

また、本件に限り、設計図書等は入札公告の時点で閲覧することができる。(zip ファイルのパスワードはこの公告文の第 17 項の末尾に記載する。)

4 入札の期間等

- (1) 入札の期間は次のとおりとする。

入札開始日時 令和 8 年(2026 年) 11 月 26 日（木）午前 9 時

入札締切日時 令和 8 年(2026 年) 11 月 27 日（金）午後 1 時

（電子入札システムの運用時間は、通常午前9時から午後8時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は終日利用することができない。また、システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。）

- (2) 入札の方法

電子入札システムによる電子入札

なお、工事費積算内訳書（電子入札時添付用）を添付して入札すること。工事費積算内訳書（電子入札時添付用）は、兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト内の本件のページからダウンロードしたものをを用いることとし、入札書提出時の添付ファイルとすること。

5 開札の開始日時

令和 8 年(2026 年)11 月 30 日(月)午後 1 時 以降

6 入札保証金 免除

7 支払い条件

(1) 部分払 有(2 回)

令和 8 年度及び令和 9 年度に出来高に応じて各年度 1 度ずつ請求可

(ただし、各年度の出来高予定額の 100 分の 90 を限度とする。)

(2) 前金払 有(各年度の出来高予定額の 4 割以内)

ただし、令和9年度分の前払金は、令和8年度分の前払金と一括して令和8年度に請求を受け、一括して支払うものとする。(本契約(宝塚市議会の議決)後、30日以内に請求すること。)

令和10年度分の前払金は当該年度開始後に請求可とするが、令和10年度開始時点での出来高額が令和9年度までの出来高予定額に達していない場合、出来高額が令和9年度までの出来高予定額に達するまでは令和10年度分の前払金を請求することができない。

(3) 中間前金払 有(各年度の出来高予定額の 2 割以内)

※出来高予定額については、令和8年度は契約金額の1.0%、令和9年度は契約金額の75.3%、令和10年度は契約金額の23.7%とする。

8 入札の方法及び注意事項等

(1) 入札の方法は電子入札システムによる電子入札とする。

なお、工事費積算内訳書(電子入札時添付用)を添付して入札すること。工事費積算内訳書(電子入札時添付用)は、兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト内の本案件のページからダウンロードしたものを用いることとし、入札書提出時の添付ファイルとすること。

(2) 入札参加者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、同法施行令及び宝塚市契約規則(平成 22 年規則第 9 号)を遵守の上、入札すること。(宝塚市契約規則は本市ホームページに掲載している。)

(3) 入札書の提出は電子入札システム内で行うが、第 4 項に定める入札期間以外での入札はできない。

(4) 入札金額は、消費税抜きの金額とする。なお、入札書に記録された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

(5) 入札書の提出後は、入札金額の訂正は受け付けないので、入力した金額の確認は十分に行うこと。

(6) 工事費積算内訳書(電子入札時添付用)を必ず添付すること。なお、工事費積算内訳書(電子入札時添付用)についても、入札書と同様に提出後の訂正は受け付けないので、記載内容の確認は十分に行うこと。

(7) 入札金額と工事費積算内訳書(電子入札時添付用)中の「工事価格計」は同額にすること。工事価格計が入札価格を上回る場合には、値引き等により処理し、同額になるようにすること。

(8) 1 回の入札で落札者がいない場合は、2 回目の入札を翌日の午後 1 時までとして設定するので、再入札すること。(翌日が休日になる場合は、次のシステム稼働日とする。)ただし、予定価格との乖離があまりに大きい場合は、2 回目の入札を行わず不調とする。

なお、2 回目の入札は、初度の入札において無効となる入札をした者、失格となる入札をした者、初度の入札を辞退した者及び初度の入札に参加しなかった者は入札することができない。

また、本公告文中の本項本号を除く各項各号の規定にかかわらず、2 回目の入札時に限り工事費積算内訳書(電子入札時添付用)の添付は要しない。

(9) 入札を辞退する場合は、入札の期間前においては辞退届（任意様式）を提出すること。また、入札の期間中においては電子入札システム内にある辞退届を送信し、提出すること。なお、入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、辞退届の提出もない入札参加者は、入札締切日時を経過した時をもって当該入札を辞退したものとみなす。（電子入札システム上は「不参加」と表示される。）

9 入札の失格

最低制限価格を下回る価格での入札は、失格とする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が市の契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていない入札
- (2) 工事費積算内訳書（電子入札時添付用）に係るファイルを入札書の「内訳書」の欄に添付して電子入札システムの所定の入札期間内に記録されていない入札
（なお、工事費積算内訳書（電子入札時添付用）は、自社で保存等しているものではなく、必ず兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト内の本案件のページに掲載している様式を使用すること。異なる様式のものが入札書に添付されていた場合、それに係る入札は無効とする。）
- (3) 入札金額と工事費積算内訳書（電子入札時添付用）の工事価格計が同一でない入札
- (4) 市の契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明でない入札
- (5) 入札参加者がICカードを不正に使用して行った入札
- (6) 談合その他不正行為を経てされた入札
- (7) 申請書及び添付資料に虚偽の記載を行った者のした入札
- (8) 工事費積算内訳書（電子入札時添付用）について、様式中の「事業者名」、「工事番号及び工事名」、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」又は「工事価格計」のいずれかが空欄、若しくは誤りがある状態で提出した者のした入札（軽微な誤字、脱字等の場合は除く。）
- (9) 入札参加に必要な資格のない者のした入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

11 質疑書

質疑書提出期限 令和8年(2026年)10月30日(金)午後1時まで

（本案件について質問がある場合、案件名・質問内容・業者名を記入した質疑書を電子メールで提出すること（質問がない場合は提出不要）とし、設計担当課への問合わせは行わないこと。なお、質疑書は入札参加申請を経てから提出すること。）
送付先：宝塚市役所契約課

メールアドレス：m-takarazuka0016@city.takarazuka.lg.jp

質疑回答日時 令和8年(2026年)11月10日(火)午後1時以降

質疑回答方法

1者以上から質疑書の提出があった場合は、回答のPDFファイル（質問者名は記載しない。）を兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト内の本案件のページに掲載するので閲覧すること。ダウンロードに必要なパスワードは、競争参加資格確認通知書に記載した設計図書等のダウンロードに使用したパスワードを使用する。
（全者とも質疑書の提出がないときは回答を行わず、その場合、何らPDFファイルは掲載しない。）

また、第3項第3号による資格審査の結果、本件の入札に参加する資格がないと認められた者が提出した質疑には回答しないので留意すること。

1 2 同価格の入札

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札者を決定することとし、電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札参加者が任意に指定するものとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを辞退することはできない。

1 3 契約書

宝塚市が定めた工事請負契約書による。（本市ホームページに掲載）
なお、契約書に代えて本市が指定する電子契約サービスを利用しての契約も可能とする。
電子契約を希望する場合は、「電子契約希望届出書」を入札参加申請期限までに提出すること。

1 4 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めること。
ただし、宝塚市を被保険者とする履行保証保険契約の締結によること等も認める。

1 5 複数工事の申請について

他の工事との入札参加申請については、次のとおり取り扱う。

- (1) 同日付公告の工事（別紙「工事一覧」参照）について、同一の技術者を重複して申請することができる。
- (2) 開札は、別紙「工事一覧」の①から番号順に執行し、落札者は落札した工事以降への入札を辞退したものとして取り扱う。
ただし、別紙「工事一覧」中、落札した工事よりも前に開札した工事が 1 回の入札で落札者がなく、再入札に移行した場合、当該工事の再入札への参加は妨げない。
- (3) なお、これら複数工事の申請に際しては、設計違算等により落札決定の取消を行うなど不測の事態が発生した場合に、その影響は他の案件には及ばないことを了解の上、参加すること。

1 6 市議会の議決を要する契約

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第 11号）第2条の規定により、本工事の契約については、宝塚市議会の議決が必要であるため、宝塚市と落札者は議決を得るまでの間仮契約を締結し、議決を得た日をもって本契約とする。
- (2) 仮契約締結後、議会の議決までの間に仮契約を締結した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は仮契約を解除し、本契約を締結しない。
- (3) 前項の規定により仮契約を解除した場合、宝塚市は一切の損害賠償の責めを負わない。
- (4) 契約保証に係る証書、請負業者賠償責任保険の証券（写）並びに技術者届等契約に係る添付書類は全て本契約（市議会の議決後）に提出すること。（落札決定後直ちに行うのは仮契約書の取り交わしのみ）

1 7 その他留意事項

- (1) 建設業法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）等の関係法令を遵守すること。
- (2) 建設労働者の確保及び適正な賃金その他労働条件の改善に留意し、労働災害の防止に配慮すること。
- (3) 落札者は契約を締結するに当たり、暴力団排除条例第 7 条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱第 3 条第 2 号に基づく誓約書を提出すること。

- (4) 下請及び建設材料等の契約を締結する際に、暴力団排除条例第 7 条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱第 3 条第 3 号に基づく誓約書を徴取し提出すること。
- (5) 工事施工に際し、下請け、役務の提供、資材の調達等について、可能な限り市内業者の活用を図ること。(別添 2「市発注の建設工事における市内事業者の活用について」参照。)
- なお、本工事において宝塚市外の者を下請業者とする場合は、別添 3「宝塚市内に本店を有する事業者を下請業者として使用しない理由書」を監督員に提出すること。
- (6) 落札者は、本工事について工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約の締結までに建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知書を提出すること。
- (7) 開札後に公表する本件の予定価格が 1,000 万円以上であった場合、当該工事の落札者は契約を締結するに当たり、宝塚市が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第 4 条第 1 項に基づく労働環境報告書を提出すること。また、契約完了時には、同要綱第 4 条第 2 項に基づく労働環境報告書を提出すること。
- (8) 落札決定後に提出する各種誓約書、技術者の届出書等の各種様式は本市 HP に掲載している。
- (9) 第 7 項に「前払金 有」の記載がある工事について、落札者が前払金の支払いを希望する場合は、請負契約締結後（市議会議決後）30 日以内に前払金請求書、保証事業会社が発行した前払金保証証書の原本及び前払金保証証書（写）（※左上に「写」の文字があるもの。）を契約課に提出すること。なお、保証事業会社による保証は電子保証によることも可とし、その場合は前払金請求書及び「保証契約番号及び認証キーの分かるもの」を当該工事の請負契約締結後 30 日以内に提出すること。
- (10) 第 7 項に「前払金 有」又は「中間前払金 有」の記載がある工事について、算定した前払金及び中間前払金の額に 1 万円未満の端数があるときはこれを切捨てるものとする。
- (11) 本公告文第 2 項中に定める主任技術者又は監理技術者の兼任又は営業所技術者の配置について、兼任等の要件及び取扱いについては国が定める「監理技術者制度運用マニュアル」の記載事項に準ずるので、落札者は当該マニュアルを参照の上、要件への該当の是非を確認することなく兼任等を届け出ることには厳に慎むこと。

(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001859191.pdf>)

(12) 設計図書等を格納した zip ファイルのパスワードは「qxzm772」

1 8 問い合わせ

〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号
宝塚市 総務部 契約課
TEL 0797-77-2008（直通）

【別紙】工事一覧（令和 8 年 10 月 6 日付公告）

令和 8 年 11 月 30 日開札予定

① 工事番号：K2-36

「市立西山小学校屋内運動場新築外工事」

※入札は、番号の昇順に執行する。（開札時間は 1 案件につき 10 分程度です。）

変動型最低制限価格の算定方法について

この制度は、実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格に設定し、市場において変動する実勢価格を入札制度に反映することによって、公正な競争を阻害するおそれのある過度に低価な入札を排除するとともに自由な競争の促進を図り、もって競争入札の適正化と契約の内容に適合した履行の確保を目的としています。

☆算定方法

算定対象の入札数が4以上のとき

算定対象の入札のうち、入札金額の一番低い金額の札(同額の札が複数ある場合はその一つ)を除いた全ての算定対象の入札について、その平均額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を求め、その数に100分の85を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をその入札における最低制限価格とします。

算定対象の入札数が3以下のとき

予定価格に契約規則で定める最低制限価格の範囲で最も低い率(75/100)を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。

※「算定対象の入札」とは、現行の試行実施要領第3条(算定対象の入札)に規定されているものをいいます。

【算定例】 予定価格: 10,000,000 円の場合

1	A 社	7,000,000 円	→	平均額の算定から除外
2	B 社	8,000,000 円	↕	平均額を算出
3	C 社	9,000,000 円		
4	D 社	9,990,000 円		
5	E 社	10,000,000 円	←	予定価格超過
6	F 社	11,000,000 円		

- F社は予定価格超過のため算定対象から除く
- A社が一番低い金額であるため算定対象から除く
- A社とF社を除いた入札額の平均額を算出する。
- B社+C社+D社+E社=36,990,000 円(合計額)
- 合計額÷4 者=9,247,500 円(平均額)
- 平均額の 100 分の 85=7,860,375 円(変動型最低制限価格)
- 落札者はB社となる。

市発注の建設工事における市内事業者の活用について

宝塚市では、かねてより入札公告等において、市内産業の振興、資質向上や健全な発展を図るため、市及び市関係機関発注の建設工事の受注者が、下請負人や資材納入業者を選定する場合は、できる限り市内事業者の活用をお願いしているところですが、さらなる市内事業者の受注機会拡大を図るため、下記事項について皆様のより一層のご協力をお願いいたします。

記

- 1 工事施工に際し下請負契約を締結する場合は、できる限り宝塚市内に所在する事業者を活用するよう努めてください。
- 2 工事施工に必要な建設資材等の納入契約を締結する場合は、できる限り宝塚市内に所在する事業者を活用するよう努めてください。
- 3 この工事は本市の主要事業となることから、市内事業者の更なる活用促進を図るべき案件と考えています。

従いまして、本件の施工に際し、宝塚市内に本店を有する事業者を下請業者としない場合は受注者に対し「宝塚市内に本店を有する事業者を下請業者として使用しない理由書」(別添3)の提出を求めます。

宝塚市内に本店を有する事業者を下請業者として使用しない理由書

年 月 日

宝塚市長 森 臨太郎 様

(受注者)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

案件番号 _____

案件名 _____

上記工事において、宝塚市内に本店を有する事業者を下請として使用しない理由は以下のとおりです。

下請種別	商号又は名称 代表者氏名	所在地	請負金額 (円)	左記の種別について宝 塚市内の事業者を使用 しない理由	備考

<記載要領>

- ・一次下請けにおいて市外業者を使用する場合は、該当する市外業者の内容を本様式に記載の上、下請工事の着工前に提出してください。市内業者については記載不要です。
- ・本様式は1次下請業者ごとに作成する必要はなく、予定しているもの全てを記載して一枚にまとめて提出することも可能です。また、施工体制台帳の提出時に併せて、提出することもできます。
- ・変更契約により下請金額等が変更になった場合の本様式の提出は不要です。